

# 定期監査結果報告書

## 1. 監査の概要

- (1) 監査対象部 総務部
- (2) 監査実施期間 平成21年9月29日～平成21年11月17日
- (3) 監査方針 財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効果的に執行されているかを主眼として行った。
- (4) 監査方法 平成21年度、平成21年4月1日から平成21年9月30日までに執行された事務事業について、各課に提出を求めた資料をもとに監査の着眼点を定め監査を行い、また、質問により説明を求めた。

## 2. 監査の結果

監査対象部局の平成21年度における監査実施日までの財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正であることを認めた。

### (1) 各課の監査項目及び着眼点

#### 【庶務課】

##### (歳入)

監査項目 全国消費実態調査

着 眼 点 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。  
調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。  
調定の時期及び手続きは適正か。

##### (歳出)

監査項目 電話交換業務委託料

着 眼 点 委託の相手方及び選定方法は適切か。  
委託料の算定根拠は合理的な基準に基づき行われているか。

#### 【人事課】

##### (歳出)

監査項目 衛生管理者報酬

着 眼 点 支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。  
金額積算の根拠となる日数、時間数等は、関係記録と合致しているか。

### 【契約検査課】

(歳出)

監査項目 高石市入札等監視委員会委員報酬

着 眼 点 支給対象の要件は、関係規定等に合致しているか。  
支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。  
支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は、適正に行われているか。

### 【市民課】

(歳入)

監査項目 浜墓地永代使用料

着 眼 点 調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。  
調定額の算定は適正か。  
調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目 丈六墓地組合富木地区助成金

着 眼 点 助成金の算出は、合理的な基準により行われているか。  
助成金の交付条件は適切に付され、条件どおりに履行されているか。

### 【危機管理課】

(歳入)

監査項目 石油貯蔵施設立地対策等交付金

着 眼 点 調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。  
調定額の算定は適正か。  
調定の時期及び手続きは適正か。

(歳出)

監査項目 高石市防犯協会補助金

着 眼 点 補助金の算出は、合理的な基準により行われているか。  
補助金の交付条件は適切に付され、条件どおりに履行されているか。

### 【生活環境課】

(歳出)

監査項目 有価物集団回収奨励金交付事業

着 眼 点 各種団体への交付は、関係要綱等に基づき行われているか。  
事業効果の確認は行われているか。

### 【人権推進課】

(歳入)



|            |                 |              |
|------------|-----------------|--------------|
| 調査協力謝金     | 1,090 円×2 調査区 = | 2,180 円      |
| ・その他（需用費等） |                 | 70,889 円     |
|            |                 | 合計 703,629 円 |

なお、決裁行為等、関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

（歳出）

監査項目 電話交換業務委託料

| 予算現額        | 支出済額（9月末現在） |
|-------------|-------------|
| 5,428,000 円 | 2,272,754 円 |

着眼点 委託の相手方及び選定方法は適切か。  
委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。

本業務は従来より3名体制で行われていたが、市職員の退職による補充を派遣人員を用い、業務を遂行している。本年度の電話交換業務は、平成20年度末に市職員が1名退職したことにより、市職員1名、派遣人員2名の3名となっている。

派遣人員2名の契約は、4月1日から4月30日と5月1日から翌年3月31日の2期に分割しており、4月1日から4月30日は前年度において受託している業者と随意契約し、5月1日から翌年3月31日は、高石市指名競争入札選定基準第4条の規定に基づき、有資格者名簿の中から、本市または他の地方自治体における同業務の受託実績がある下記3社を選定して入札を行い、労働者派遣契約書を取り交わしている。

契約金額は、厚生労働省の賃金構造基本統計調査における短時間労働者（女性）賃金と派遣スタッフ一般給与率をもとに算定している。

平成20年度短時間労働者（大阪・女性）÷（派遣スタッフ一般給与率）は、  
1,006 円 ÷ 0.7 × 1.05（消費税）= 1,509 円で本市契約金額は 1,459 円 / 時となっている。

また、業務を円滑に行うため、派遣人員は電話交換業務の経験が3年以上の者を選定することと条件を付している。

指名競争入札参加業者

|                    |                     |
|--------------------|---------------------|
| 和泉警備保障(株)          | 高石市西取石 8 - 7 - 1 0  |
| (株)井上設備サービス        | 堺市堺区砂道町 1 - 8 - 1 5 |
| 近畿総合メンテナンス(株)和泉営業所 | 和泉市観音寺町 3 4         |

なお、契約及び支払いについての決裁行為等、関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

## 【人事課】

(歳出)

監査項目 衛生管理者報酬

| 予算現額        | 支出済額(9月末現在) |
|-------------|-------------|
| 1,892,000 円 | 945,600 円   |

着眼点 支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。  
金額積算の根拠となる日数、時間数等は、関係記録と合致しているか。

衛生管理者は、労働安全衛生法により、「常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は事業場において衛生管理者を選任し、その者に衛生に係る技術的事項を管理させなければならない」とされており、本市においても 1 名の衛生管理者を設置している。

報酬額は、高石市報酬及び費用弁償条例第 2 条第 1 項及び別表第 1 に基づき非常勤嘱託員として算定されており、算定方法は次のとおりである。

旧給料表短大卒初任給の 1 号高を基本とし、地域手当及び勤務時間調整率を乗じた額に 10,000 円を加えた額で、平成 20 年度以降は、一般の非常勤嘱託員報酬のアップ率を乗じた額とし、

$176,800 \times 1.1$  (地域手当)  $\times 0.75$  (勤務時間調整率) + 10,000 = 155,800 円 (100 円未満切捨て)

$155,800 \times 1.0117$  (一般の非常勤嘱託員報酬のアップ率) = 157,600 円 (100 円未満切捨て) となっている。

また、金額積算の根拠となる日数、時間数等は、1 週当たり 4 日、午前 9 時～午後 4 時 45 分 (休憩 45 分含む)、合計 28 時間で、出勤簿等の記録と合致している。

なお、支出関係書類等を監査した結果、手続きは適正に処理されていた。

## 【契約検査課】

(歳出)

監査項目 高石市入札等監視委員会委員報酬

| 予算現額     | 支出済額(9月末現在) |
|----------|-------------|
| 54,000 円 | 27,000 円    |

着眼点 支給対象の要件は、関係規定等に合致しているか。  
支給金額は、関係規定又は合理的な基準に基づいているか。  
支給額から源泉徴収すべき税金等の控除及び納付は、適正に行われているか。

本委員会は、公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、第三者の意見を適切に反映することにより、入札及び契約の透明性と公正な競争を確保するため平成 19 年 4 月 1 日から設置されている。

委員会は、設置要綱により法律、都市計画、地方自治等行政に係る問題を専門にしている委員 3 名で構成されており、現在は弁護士、大学教授、大学准教授がそれぞれ 1 名となっている。

定例会議の開催時期及び対象案件は、6 月開催分が前年度の 10 月 1 日から 3 月 31 日まで、12 月開催分が当該年度の 4 月 1 日から 9 月 30 日までに契約された工事となっており、原則として年 2 回の定例会を行っている。

案件は、委員により入札契約方式別に事前抽出され、事務局により抽出事案の説明書を添付して委員会に提出され審議されている。また、議事概要は行政資料コーナーで公表している。

報酬は、高石市報酬及び費用弁償条例により日額 9,000 円とされており、委員会開催後（平成 21 年 6 月 1 日開催）支出手続きがされている。

源泉徴収税額は、所得税法別表第二乙欄により 3%に相当する額を控除しており、報酬の支払いと同時に納付している。

決済行為書等関係書類を監査した結果、その手続き、経費の支出は適正に処理されていた。

平成 21 年 6 月 1 日開催委員会審議案件

|                   |  |
|-------------------|--|
| 通常指名競争入札<br>(4 件) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取石中学校屋内運動場耐震補強工事</li> <li>・高砂公園運動広場改修工事</li> <li>・小学校管理諸室等空調設備設置工事その 2</li> <li>・(改良 20-2) 3-18-27-6 号線他水道管復旧工事</li> </ul> |
| 随意契約(2 件)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・3-18-27-6 号線他管布設工事(面整備)に伴う付帯工事</li> <li>・(改良 20-13) 綾園 6 丁目 21 番先他配水管布設替工事</li> </ul>                                      |

【市民課】

(歳入)

監査項目 浜墓地永代使用料

| 予算額          | 調定額         | 収入済額(9 月末現在) |
|--------------|-------------|--------------|
| 27,500,000 円 | 8,800,000 円 | 8,800,000 円  |

着 眼 点 調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。  
調定額の算定は適正か。  
調定の時期及び手続きは適正か。

本使用料は、平成 11 年に設置された、総区画数 680 の高石市営浜墓地（高石市高師浜丁 11 番地 2）における永代使用料である。

今年度の第1回公募数は45区画（高石市民40区画、泉大津市民5区画）で、応募者数が19名（高石市民17名、泉大津市民2名）で定数内であったため、使用場所のみ抽選をおこなった。

なお、使用場所の公開抽選後、辞退の申し入れが3件あり、最終使用許可数は16名となった。

使用料は、高石市営浜墓地条例により、1区画550,000円と定められている。納付書は6月2日付で送付し、6月3日から6月15日の間に16名全員分8,800,000円を収納し、6月24日に同額を調定処理しており、調定額、調定期及び収納手続きは、いずれも適正に処理されていた。

使用許可件数等の実績は次表のとおり

| 年度 | 使用許可数<br>(件) | 収 納 額<br>(円) | 返還数<br>(件) | 還 付 額<br>(円) | 年度末<br>区画残数 |
|----|--------------|--------------|------------|--------------|-------------|
| 11 | 219          | 120,450,000  | 3          | 1,320,000    | 204         |
| 12 | 48           | 26,400,000   | 5          | 2,200,000    | 161         |
| 13 | 46           | 25,300,000   | 7          | 3,080,000    | 122         |
| 14 | 55           | 30,250,000   | 3          | 1,320,000    | 70          |
| 15 | 46           | 25,300,000   | 1          | 440,000      | 285         |
| 16 | 36           | 19,800,000   | 2          | 550,000      | 251         |
| 17 | 38           | 20,900,000   | 0          | 0            | 213         |
| 18 | 43           | 23,650,000   | 1          | 440,000      | 171         |
| 19 | 31           | 17,050,000   | 1          | 440,000      | 141         |
| 20 | 22           | 12,100,000   | 3          | 990,000      | 122         |
| 21 | 16           | 8,800,000    | 0          | 0            | 106         |
| 計  | 600          | 330,000,000  | 26         | 10,780,000   |             |

第1期工事は、11年度の420区画、第2期工事にて15年度260区画を整備、残り106区画については、年次的に公募予定である。

21年度における年度末区画残数は、平成21年9月末現在である。

（歳出）

監査項目 丈六墓地組合富木地区助成金

| 予算現額     | 支出済額（9月末現在） |
|----------|-------------|
| 350,000円 | 350,000円    |

着 眼 点 助成金の算出は、合理的な基準により行われているか。  
助成金の交付条件は適切に付され、条件どおりに履行されているか。

本市には、市営浜墓地、高石霊園、鴨墓地の三つの墓地があり、このうち浜墓地においては全市民が墓地を所有することができる。

本件監査対象の丈六墓地は堺市西区鳳南町に位置し、昭和 28 年に取石村が高石町へ編入される前から、旧字名取石村(主に現在の取石 1・2 丁目)に居住者が墓地を所有しており、現在に至っている。

丈六墓地の運営主体は丈六墓地管理委員会であり、この委員会は旧字名取石をはじめ、堺市西区鳳の旧字名北王子、野代、新在家、長承寺、上の 6 地区で構成され、墓地における清掃等維持管理活動を行っている。

富木地区分担金は、その維持管理経費として高石市補助金等交付規則に基づき助成しており、申請書、交付決定通知書等関係書類を監査した結果、その手続きは適正に処理されていた。

- ・助成金交付申請者 富木自治会（丈六墓地管理委員会委員）
- ・申請年月日 平成 21 年 5 月 7 日
- ・交付決定日 平成 21 年 5 月 11 日
- ・支出日 平成 21 年 6 月 3 日

【危機管理課】

（歳入）

監査項目 石油貯蔵施設立地対策等交付金

| 予算現額         | 調定額          | 収入済額（9 月末現在） |
|--------------|--------------|--------------|
| 34,728,000 円 | 33,416,000 円 | 0 円          |

着 眼 点 調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。  
 調定額の算定は適正か。  
 調定の時期及び手続きは適正か。

本交付金は、石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、石油貯蔵施設が新增設される、あるいは既に設置されている周辺地域における住民の福祉の向上を図るため、石油貯蔵施設の設置に伴って整備することが必要と認められる公共施設の整備を目的とするものであり、当該団体に存する石油貯蔵施設の貯蔵量に応じて、大阪府補助金交付規則及び石油貯蔵施設立地対策等補助金交付要綱に基づき交付される。

この交付対象事業として本年度は、道路照明灯（ソーラー）付災害時避難路整備事業（31,364,000 円） 消防移動無線局車（2,052,000 円）について交付申請している。

調定の時期及び手続きについては、以下のとおりで、関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

- ・交付申請日 平成 21 年 4 月 30 日
- ・交付決定日 平成 21 年 7 月 24 日
- ・調 定 日 平成 21 年 7 月 24 日
- ・事業終了予定日 平成 22 年 3 月 20 日



(歳出)

監査項目 高石市防犯協会補助金

| 予算現額        | 支出済額(9月末現在) |
|-------------|-------------|
| 1,150,000 円 | 1,150,000 円 |

着眼点 補助金の算出は、合理的な基準により行われているか。  
補助金の交付条件は適切に付され、条件どおりに履行されているか。

本補助金は、高石市防犯協会が管内種々の防犯活動を実施し、市民を犯罪からまもることを目的とする事業について、高石市補助金等交付規則(以下「規則」という)により、補助金を交付している。

平成20年度の補助金について、規則第9条の規定により平成20年度実績報告として、高石市防犯協会決算報告書並びに監査報告書に基づき、各種事業における経費等が示されており、本年度における経費の算出は、平成20年度実施事業を踏まえて策定した事業計画によりされている。

補助金の申請には、規則第3条により事業計画書、予算書が添付されており、また、補助金の交付は、本協会の収入が本補助金のみであり、活動資金として事業実施の際に必要なことから、規則第11条第1項但し書及び同条第2項により、平成21年6月に650,000円、8月に500,000円を概算払により実績報告に先立って交付している。

交付請求書、支出負担行為書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

#### 【生活環境課】

(歳出)

監査項目 有価物集団回収奨励金交付事業

| 予算現額        | 支出済額(9月末現在) |
|-------------|-------------|
| 9,000,000 円 | 4,109,332 円 |

着眼点 各種団体への交付は、関係要綱等に基づき行われているか。  
事業効果の確認は行われているか。

本事業は、ごみの減量化・再資源化を図るため、市内の自治会・子ども会等の団体が行う新聞、雑誌、ダンボール、古布、牛乳パックの集団回収に対し奨励金の交付を行い、ごみとして出される前に再資源化を図るべく、平成4年度から「高石市有価物集団回収奨励金交付要綱」を制定し実施されている。

平成21年度上半期の集団回収実施団体は71団体で、新聞689,375kg・雑誌179,090kg・ダンボール115,333kg・古布42,884kg・牛乳パック651kgで合計1,027,333kgとなり

奨励金 1 kg 当たり 4 円を乗じると奨励金総額 4,109,332 円となる。

事業効果については、平成 16 年度の実施団体は 65 団体、回収量は約 2,066 t で、平成 20 年度の実施団体は 71 団体、回収量は約 2,180 t であり、実施団体で 6 団体、回収量で約 114 t 増えており、ごみの減量化・再資源化の推進が図られている。

なお、平成 20 年度の効果としては、燃えるごみの排出量約 17,920 t で、集団回収量約 2,180 t、総量約 20,100 t となり、ごみの減量化率は約 11%となる。また、ごみ処理に係る経費に換算すると、焼却した場合は、t 当たり 15,000 円×2,180 t = 約 32,700 千円必要となり、集団回収奨励金 8,721,280 円と比較して差し引き約 23,978 千円削減効果があったと考えられる。

なお、交付申請書、審査手続き、支出関係書類等を監査した結果、交付手続き及び支出手続きは、いずれも適正に処理されていた。

過去 5 年間の実績は下表のとおり

| 年<br>度 | 実施<br>団体 | 新聞<br>kg  | 雑誌<br>kg | ダンボ<br>ール kg | 古 布<br>kg | 牛乳パ<br>ック kg | 合 計<br>kg | 奨励金<br>円  |
|--------|----------|-----------|----------|--------------|-----------|--------------|-----------|-----------|
| 16     | 65       | 1,532,420 | 344,710  | 142,130      | 45,900    | 345          | 2,065,505 | 8,262,020 |
| 17     | 63       | 1,497,570 | 319,790  | 143,720      | 46,070    | 840          | 2,007,990 | 8,031,960 |
| 18     | 66       | 1,526,620 | 357,615  | 163,200      | 58,585    | 640          | 2,106,660 | 8,426,640 |
| 19     | 69       | 1,613,710 | 400,910  | 231,375      | 81,810    | 2,460        | 2,330,265 | 9,321,060 |
| 20     | 71       | 1,500,657 | 357,705  | 236,545      | 82,963    | 2,450        | 2,180,320 | 8,721,280 |

#### 【人権推進課】

(歳入)

監査項目 大阪人権行政推進協議会負担金返還金

| 予算額 | 調定額      | 収入済額(9月末現在) |
|-----|----------|-------------|
| 0 円 | 28,251 円 | 28,251 円    |

着 眼 点 調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。

調定額の算定は適正か。

調定の時期及び手続きは適正か。

本協議会は、大阪府と府下市町村で構成され、人権行政を効果的に推進するために設置されているが、府・市町村の財政状況の悪化等により、平成 20 年度に「協議会のあり方検討会議」を設置し協議を重ねた結果、平成 21 年 4 月 20 日開催の平成 21 年度第 1 回全体会議において、今後の運営をスリム化し、各市町村が負担金を支出しないかたちで連絡調整機能を存続させることとなり、平成 20 年度決算後に繰越金を各団体の負担率(本市は 1.98%)に応じて返還することとなった。

精算方法は、

平成 20 年度の各市負担金 負担金総額 精算金総額(繰越金) 返還金額  
 75,000 円 ÷ 3,785,000 円 × 1,425,684 円 = 28,251 円(端数切り  
 上げ 1 円単位で計算。大阪府分で端数調整)

調定は、平成 21 年 4 月 23 日付で諸収入・雑入の大阪人権行政推進協議会返還金(過年度分)として作成され、大阪人権行政推進協議会会長あてに返還金に係る納付書等を送付している。また、収納は 5 月 11 日にされており、調定書、収入済通知書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

(歳出)

監査項目 高石市人権相談(人権ケースワーク)事業委託料

| 予算現額        | 支出済額(9月末現在) |
|-------------|-------------|
| 1,500,000 円 | 660,000 円   |

着 眼 点 委託の内容は適切か。また、委託相手方及び選定方法は適切か。  
 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。  
 委託料の支出は適正に行われているか。

本事業は、高石市人権相談(人権ケースワーク)事業実施要綱により、市民が自らの主体的な判断で人権侵害を解決できるよう、適切な助言や情報を提供し支援するとともに、人権侵害の実態を把握し、人権施策の適切かつ効果的な推進を目的とするもので、平成 14 年度から実施された。相談業務は当初、市職員で行っていたが平成 18 年度から業務委託している。

業務内容は、人権意識の普及啓発や自立支援及び人権擁護についての相談等で、関係業務に精通している高石市人権協会(平成 17 年 9 月設立)に委託している。また、相談員は、市人権推進課(旧同和対策室)に勤務経験があり、人権総合相談員養成講座等を受講し、人権問題に精通した者が派遣されている。

委託料の算定根拠は、業務仕様書により相談員の業務を要する日(原則週 3 回の相談業務及び研修会参加等)、及び業務時間をもとに本市再任用職員の時間単価を参考として算定しており、勤務状況や相談内容等の業務報告書が提出され支出している。

委託先の高石市人権協会は、本市及び大阪府人権協会と連携し活動する団体であるため、高石市契約規則第 35 条の但し書きにより予定価格調書を省略し、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を締結している。

なお、決済行為書、契約書、仕様書等関係書類を監査した結果、いずれも適正に処理されていた。

平成 21 年度の相談件数

|    | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 合計 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 件数 | 1   | 3   | 3   | 3   | 3   | 7   | 20 |

### 3. 監査委員の質問事項

#### 【庶務課】

普通財産の管理物件について  
太陽光発電設置工事について  
庁舎総合警備管理業務・清掃管理業務・設備等総合管理業務について  
有料道路使用料について

#### 【人事課】

給与事務電算委託について  
本市で実施されている研修の内容について  
本市職員給与の全国的水準について

#### 【契約検査課】

高石市入札等監視委員会について

#### 【市民課】

市営浜墓地管理業務について  
年金定期便について

#### 【危機管理課】

災害時避難路整備工事について  
非常時消防としての消防団員制度について  
自主防災組織について

#### 【生活環境課】

本市の塵芥・資源ゴミ・粗大ゴミに関連する事務について  
本市の大気汚染の現況および関連事務について

#### 【人権推進課】

人権相談業務、女性相談業務について  
本市の人権問題への取り組みについて